



シンボル看板制作に対するご支援ありがとうございました！

5月1日から開始した羽村市動物公園のシンボル看板制作に対する寄付（クラウドファンディング）の受付は、目標金額の300万円に達したため、6月7日をもって終了しました。多くのご支援をいただき、誠にありがとうございました。



新しい看板は、10月に開催予定の羽村市動物公園開園40周年記念式典で、お披露目する予定です。

リニューアルした動物公園と、SANAさんデザインによる新しい看板を見に、動物公園にぜひお越しください。



問合せ 財政課 319

保険

国民健康保険税通知書の送付

7月上旬に国民健康保険税の納税通知書を世帯主宛てに送付します。納め忘れないようお願いいたします。税率などについては、納税通知書に同封する「平成30年度国民健康保険税のお知らせ」「国保ガイドブック」または市公式サイトをご覧ください。保険税の計算方法など詳しくは、問い合わせてください。

国民健康保険税の減免

災害や特別な事情で保険税を納めることが困難な方は、保険税の減免を受けることができます。

国民健康保険高齢受給者証の更新

現在の国民健康保険高齢受給者証は、7月31日(火)が有効期限です。対象の方には、7月中に新しい受給者証を送付します。

新しい受給者証の有効期間は、8月1日(水)から平成31(2019)年7月31日(水)までです(平成31(2019)年7月31日(水)までの間に75歳になる方は、75歳になる日の前日まで)。

これから70歳になる方には、誕生月の翌月(誕生日が1日の方は誕生月)から使える受給者証を、誕生月の末日

けることができる場合があります。問合せ 市民課保険係 129

(誕生日が1日の方は前月の末日)までに送付します。

国民健康保険自己負担割合

■現役並み所得者(※) 3割 (※)現役並み所得者：住民税課税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が14.5万円以上の70歳以下の国民健康保険被保険者

■現役並み所得者以外

昭和19年4月1日以前生まれの方：1割 昭和19年4月2日以降生まれの方：2割

問合せ 市民課保険係 129

国民健康保険限度額適用認定証などの申請

8月1日(水)からの認定証の申請受付を7月20日(金)から行います。

現在、国民健康保険限度額適用認定証を持つている方は7月31日(火)が有効期限です。8月1日(水)から引き続き必要な方は、申請してください。

※自動更新ではありませんので注意してください。また、8月診療分から限度額適用認定証の交付対象が広がりました。対象の方で必要な方は、申請をしてください。

※限度額適用認定証を必要とする方と別世帯の方が申請する場合は、委任

状などが必要です。

「国民健康保険限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証(非課税世帯の方)」とは、医療費の自己負担が高額となった場合に提示することで、医療機関への支払いが自己負担限度額(年齢・所得区分により異なる)までとなるものです。

認定証の交付には、事前の申請が必要です。申請した月から利用することができます。

※保険税を滞納していると交付できない場合があります。

対象

■70歳未満の方

■70歳以上の方 70歳以上で世帯の国民健康保険加入者すべての方が住民税非課税の方のうち、課税標準額14.5万円以下、69.0万円未満の方(8月診療分から新たに対象となりました)

申請に必要なもの 本人確認書類(運転免許証など)、国民健康保険被保険者証、マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカードなど)、委任状(限度額適用認定証を必要とする方と別世帯の方が申請する場合)

申請先・問合せ 市民課保険係 126

健康

東京都大気汚染医療費助成制度

対象 次の条件をすべて満たす方

- ①18歳未満(18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む)の方 ※18歳以上(①に該当しない方)の新規申請の受付は、平成27年3月31日で終了しました。

※現在認定を受け、有効な医療券を保持している方で、生年月日が平成9年4月1日以前の方は、更新申請のみ可能です。平成9年4月2日以降の方で、現在お持ちの医療券の有効期間が18歳の誕生日の末日を過ぎている場合、有効期間中は引き続き利用可能ですが、期間以後の更新はできません。

- ②次のいずれかに罹患している方 (1)気管支ぜん息 (2)慢性気管支炎 (3)ぜん息性気管支炎 (4)肺炎しゅ (5)①④によって起こる別の病気 (3)都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有する方(都内に住民登録の必要あり) (4)健康保険などに加入している方 (5)申請日以降喫煙しないとする方

助成期間 申請日から次のいずれかの期間で短い期間

- 2年経過後、直近の誕生月の末日まで
- 18歳の誕生月の末日まで

助成内容 認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額6000円を超えた分を助成

※18歳未満の方は、これまでと同様、窓口での自己負担はありません。

医療券の更新も忘れずに！ 有効期間満了後も引き続き助成を受けるためには更新申請が必要です。

必要書類は有効期間満了の約2か月前に東京都から送付されます。届かない場合は、保健センターでも受け取ることが出来ます。

※詳しくは、東京都福祉保健局ウェブサイトを閲覧いただくか、問い合わせてください。

問合せ 手続きについて：保健センター 623 / 制度について：東京都福祉保健局環境保健衛生課 03-5320-4491

熱中症に注意しましょう

急に暑くなった日は特に注意！ 気象情報に注意が必要です。

熱中症の予防方法

・室内でも適度にエアコンや扇風機を使用する